

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 19 年条例第 8 号）
の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項及び第 11 条第 2 項中「100 分の 162.5」を「、6 月に支給
する場合においては 100 分の 162.5、12 月に支給する場合においては
100 分の 167.5」に改める。

別表第 1 中「375,000」を「376,000」に改める。

第 2 条 熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正す
る。

第 9 条第 2 項及び第 11 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては 100 分
の 162.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 167.5」を
「100 分の 165」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各
号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 9 条第 2 項及び
第 11 条第 2 項の改正規定 令和 4 年 12 月 1 日

(2) 第 2 条の規定 令和 5 年 4 月 1 日

- 2 第1条の規定による改正後の熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、令和4年4月1日（同項において「適用日」という。）から適用する。

（給与の内払）

- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（提出理由）

人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいた本市特定任期付職員の給与の改定をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。